

## 下関市展示見本市等出展支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が製造・加工、企画・開発した製品又はサービス（以下「製品等」という。）について、円滑な販路拡大を支援し、もって産業振興の推進及び本市経済の活性化に寄与するために、展示見本市等出展支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象)

第2条 この要綱における補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）のうち、市内に本社を有し、市税の滞納がないもの
- (2) 市内産業の振興を目的として設立された組合、団体等で次のアからエまでに掲げる要件を満たすもの（以下「組合等」という。）
  - ア 市内に主たる事務所を有していること。
  - イ 市税の滞納がないこと。
  - ウ 規則又は会則を有し、代表者を置いていること。
  - エ 継続的に活動を行っていること。

### (補助事業)

第3条 この要綱における補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者の製品等を、県外及び国外において、不特定多数の者に周知させるための展示会、見本市、商談会その他これらに類する催事（以下「展示見本市等」という。）に出展する事業（ただし、前条第1号に該当する者（以下「中小事業者」という。）が、展示見本市等において販売活動を行う場合を除く。）とする。

### (補助対象経費)

第4条 この要綱における補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、展示見本市等への出展の際に必要な小間料及び参加料（国外での展示見本市等へ出展する場合にあつては、小間料、旅費、小間装飾料、運搬費、PCR検査（検体から直接病原体の遺伝子を検出するPCR法により調べる検査をいう。以下同じ。）費用、陰性証明書（PCR検査等の検査結果の陰性を証明するものをいう。）取得費用及びビジネス渡航に必要な各国が

求める健康証明書関係書類取得費用) (以下「小間料等」と総称する。) とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合等が展示見本市等で販売活動を行う場合は、小間料等の額から当該販売活動により得られた収益の額 (以下「収益の額」という。) を減じた額を補助対象経費とする。この場合において、収益の額が小間料等の額を超えるときは、組合等に補助金を交付しないものとする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる展示見本市等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 国内で開催される展示見本市等 補助対象経費の額の2分の1 (1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額) 又は5万円のいずれか低い額以内とする。
  - (2) 国外で開催される展示見本市等 補助対象経費の額の2分の1 (1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額) 又は10万円のいずれか低い額以内とする。
- 2 補助対象者に対する同一年度内における補助金の交付回数は、1回限りとする。

#### (交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号の区分に従い、当該各号に定める期日までに補助金交付申請書 (様式第1号。以下「申請書」という。) を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を4月から翌年の2月までに実施した者 (補助事業を実施した年度 (以下「実施年度」という。) の2月末までに補助対象経費の支出を完了した者に限る。) 実施年度の2月末
  - (2) 補助事業を4月から翌年の2月までに実施した者で実施年度の2月末までに補助対象経費の支出を完了しなかったもの (実施年度の翌年度の2月末までに補助対象経費の支出を完了した者に限る。) 又は補助事業を3月に実施した者 (実施年度の翌年度の2月末までに補助対象経費の支出を完了した者に限る。) 実施年度の翌年度の2月末
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - (1) 目的及び内容がわかる書類
    - (2) 出展する製品等又は出展した製品等に関する書類
    - (3) 市税を滞納していないことがわかる書類
    - (4) 補助対象経費の金額を証する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その理由を付した書面により補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助対象者は、前条第1項の規定による通知を受けた後に補助金の交付を辞退しようとするときは、補助金交付辞退届(様式第3号)により当該補助金の交付の申請を取り下げなければならない。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(実績報告)

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、当該交付決定があつた月の翌月の10日までに、補助事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、補助事業の性質上特に認める場合は、これに添付すべき書類の添付を省略させることができる。

(1) 補助対象経費に係る支払を証する書類の写し

(2) 展示見本市等への出展状況を示す写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により当該補助金交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助金交付決定者に対して指示することができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求)

第14条 第12条の規定による通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助金交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第16条 補助金交付決定者は、補助事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は

市長の指示に従わなかったとき。

(4) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）に抵触したとき

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第12条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(検査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第19条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が指示する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年度以前の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第6号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。